

公立義務教育諸学校派遣職員要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の3及び第47条の4に定めるもののほか、県教育委員会が市町村の設置する小・中学校等に派遣する非常勤職員（以下「派遣職員」という。）の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(派遣の条件)

第2条 派遣職員は、次の各号のいずれかに該当する場合において、予算の範囲内で派遣する。

- (1) 初任者研修の指導教員及び初任者の機関研修に伴い必要となる場合
- (2) 本採用の教員が、3週間以上3月未満の範囲の研修（初任者研修以外の研修で県教育委員会が認めるものに限る。）を受けることに伴い必要となる場合
- (3) 教員が妊娠し、かつ、次のア又はイのいずれかに該当したときに、体育の授業に支障がでることに伴い必要となる場合（ただし、代員が措置される期間を除く。）
 - ア 小学校に勤務している場合
 - イ 中学校に勤務し、主に保健体育を担当している場合
- (4) 原則として12学級以下の中学校で、免許外教科担任解消のために必要となる場合
- (5) 少人数指導を効果的に推進するために、調査研究が必要と認められる場合
- (6) 小学校で、学級運営等の改善を図るため、複数の教員によるきめ細かな指導が必要と認められる場合
- (7) 小学校第1学年において、課題のある児童への対応が必要と認められる場合
- (8) 小学校又は中学校に勤務する養護教員が妊娠し、児童・生徒の養護に支障がでることに伴い必要となる場合（ただし、代員が措置される期間を除く。）
- (9) 市町村教育委員会からの要請があり、県教育委員会が、その必要を認める場合

(派遣の申請)

第3条 市町村教育委員会は、前条の規定に基づき、派遣職員の派遣を受けようとするときは、派遣職員派遣申請書（様式第1号）に必要な書類を添付の上、原則として派遣を希望する日の14日前までに県教育委員会に申請するものとする。

(派遣の決定)

第4条 県教育委員会は、前条の規定による申請を受理した場合、第2条に定める派遣の条件に該当すると認められるときは、派遣職員の派遣を決定し、その旨を派遣職員派遣決定書（様式第2号）により市町村教育委員会に通知するものとする。

- 2 県教育委員会は、前項の規定により派遣職員の派遣の可否を決定する場合には、当該派遣職員の派遣期間、週当たりの勤務日数、週当たりの勤務時間及び担当教科の調整を行うことができるものとする。

(任用)

第5条 派遣職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号及び平成11年改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（神経耗弱を原因とする者を除く。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条欠格条項に該当しない者のうちから、1年を超えない期間を任期として県教育委員会が任命する。

- 2 第2条各号に規定する派遣職員については、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく各相当学校の教員の相当免許状又は養護教諭免許状を有する者とする。

なお、第2条第3号のうち小学校に係る派遣職員及び第5号に規定する派遣職員については、担当

する教科に相当する教科の中学校又は高等学校の教諭の普通免許状のみを有する者であっても任用できるものとする。

3 派遣職員の任用に当たっては、次に掲げる書類に基づき選考するものとする。

- (1) 履歴書
- (2) 教育職員免許状等の写し
- (3) 健康診断証明書
- (4) 人物考査書

4 派遣職員の任免は、別表3の発令事由に対応する人事異動通知書の記載形式により、様式第4号の人事異動通知書を本人に交付して行う。

(非常勤講師の任命)

第6条 市町村教育委員会は、第4条の規定により派遣された派遣職員を非常勤の講師（以下「非常勤講師」という。）に任命する。

2 市町村教育委員会は、非常勤講師を当該市町村教育委員会の所管する小・中学校等に勤務することを命ずるものとする。

3 非常勤講師の任免は、発令事由により様式第3号又は第4号の人事異動通知書を本人に交付して行う。

(条件付採用)

第7条 派遣職員の採用は、全て条件付のものとし、当該派遣職員がその職において一月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。

(身分)

第8条 派遣職員は、県の非常勤職員のほか、派遣を受けた市町村の非常勤講師の身分を併せ有するものとする。

(服務)

第9条 非常勤講師の服務の監督は、市町村教育委員会が行う。

2 非常勤講師の服務に関し必要な事項は、当該市町村教育委員会の定める学校職員に関する規定を適用するものとする。

(報酬等及び費用弁償)

第10条 派遣職員の報酬等及び費用弁償は、県が負担するものとする。

2 派遣職員の報酬の額は、別に定める。

3 報酬等及び費用弁償の支給については、会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例（平成31年条例第20号）を適用する。

(勤務日及び勤務時間の割振り)

第11条 派遣職員の勤務日及び当該勤務日における勤務時間は、第4条の規定による派遣職員に係る学校の校長が定めるものとする。

(分限及び懲戒の手続)

第12条 派遣職員の分限及び懲戒は、第4条の規定により派遣を受けた市町村教育委員会の報告を待って県教育委員会が行うものとする。

2 休職をしている期間については、報酬を支給しない。

(休暇)

第13条 派遣職員の休暇は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号）及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年埼玉県教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）に基づき、次のとおりとする。

(1) 有給休暇

イ 別表1による年次休暇

ロ 別表2による夏季休暇

ハ 規則第22条第2項第1号から第4号及び同項第6号から第13号に規定する特別休暇

(2) 無給休暇

規則第22条第3項第1号から第10号に規定する特別休暇及び同条第4項に規定する組合休暇

(職務専念義務免除)

第14条 非常勤講師の職務専念義務免除に関し、必要な事項は、当該市町村教育委員会の定める学校職員に関する規定を適用するものとする。

(育児休業)

第15条 派遣職員は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年埼玉県条例第6号）の規定に基づき、育児休業及び部分休業をすることができる。

2 部分休業により勤務しない場合には、第10条3項の規定により、減額した報酬を支給するものとする。

(退職)

第16条 派遣職員は、任用期間の満了により退職するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、任用期間中であっても派遣職員の職を解くことができるものとする。

(1) 勤務成績が良好でない場合

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(4) 職制の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合

(5) 刑事事件に関し、起訴された場合

(社会保険の適用)

第17条 派遣職員が公務により負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところにより補償するものとする。

2 前項に定めるもののほか、勤務の形態に応じ、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）又は介護保険法（平成9年法律第123号）を適用するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、派遣職員の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

別表 1

1年間の所定勤務日数	採用 初 年 度	2 年 度 目	3 年 度 目	4 年 度 目	5 年 度 目	6 年 度 目	7 年 度 目	8 年 度 目	9 年 度 目	10 年 度 目	11 年 度 目	12 年 度 目
48日～ 72日	1	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3
73日～120日	3	4	4	5	6	6	7	7	7	7	7	7
121日～168日	5	6	6	8	9	10	11	11	11	11	11	11
169日～216日	7	8	9	10	12	13	15	16	17	18	19	20

備考

- (1) 所定勤務日数は、措置日数をもとにする。
- (2) 複数の非常勤講師を行った場合、それぞれの措置日数の合計を所定勤務日数とする。
- (3) 年次休暇は、1日を単位として与えることを原則とするが、特に必要があると認める場合は、1時間単位の年次休暇を与えることができるものとする。
ただし、時数を単位とする年次休暇を日に換算する場合は、それぞれの1日の措置時数をもって1日とする。
- (4) 継続勤務期間の取扱いについては、年間70日以上又は年間35週以上が該当するほか、初任者研修の機関研修に係る非常勤講師であっても該当する。

別表 2

週所定勤務日数	1年間の所定勤務日数	夏季休暇の日数
5 日	217日以上	3 日
4 日	169日～216日まで	
3 日	121日～168日まで	
2 日	73日～120日まで	
1 日	48日～72日まで	

備考

- (1) 夏季休暇の付与日数は、一の年の6月から9月までの期間内における、週所定勤務日数（週以外の期間によって所定勤務日数が定められている派遣職員にあっては、1年間の所定勤務日数）に応じて、別表2に定める日数の範囲内の期間（ただし、当該期間における勤務日数が別表2に定める日数に満たない職員にあっては、その勤務する日数）とする。
- (2) 夏季休暇は、1日を単位とし、時間を単位とする夏季休暇は受けることができないものとする。

別表 3

発令事由	人事異動通知書の記載形式	備 考
任命 (第2条第1号 又は第2号、第 4号、第5号、 第6号に係るもの)	埼玉県教育委員会事務局 〇〇教育事務所非常勤職員に採用する 〇〇〇教育委員会に派遣する 1 任期 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 2 任期中の勤務日数及び1日の勤務時間 〇 日 〇 時間 3 報酬 日額 〇〇 円	初任者研修非常勤講師 免許外教科担任非常勤講師 少人数指導非常勤講師 学級運営等の改善のための非常勤講師 長期研修代替非常勤講師
任命 (第2条第3号 アに係るもの)	埼玉県教育委員会事務局 〇〇教育事務所非常勤職員に採用する 〇〇〇教育委員会に派遣する 1 任期 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 2 任期中の勤務日数及び1週間の勤務時間 〇 日 週 〇 時間以内 3 報酬 日額 1日の勤務時間に応じた額 2時間 〇〇 円 3時間 〇〇 円 4時間 〇〇 円 5時間 〇〇 円 6時間 〇〇 円	妊娠教員体育代替非常勤講師 (小学校への派遣)
任命 (第2条第3号 イ又は第8号に 係るもの)	埼玉県教育委員会事務局 〇〇教育事務所非常勤職員に採用する 〇〇〇教育委員会に派遣する 1 任期 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 2 任期中の勤務日数及び1週間の勤務時間 〇 日 週 〇 時間以内 3 報酬 日額 1日の勤務時間に応じた額 2時間 〇〇 円 3時間 〇〇 円 4時間 〇〇 円 5時間 〇〇 円 6時間 〇〇 円 7時間 〇〇 円	妊娠教員体育代替非常勤講師 (中学校への派遣) 妊娠養護教員対応非常勤講師

任命（第2条第7号に係るもの）	埼玉県教育委員会事務局 ○○教育事務所非常勤職員に採用する ○○○教育委員会に派遣する 1 任期 令和○年○月○日～令和○年○月○日 2 任期中の勤務時間 週○時間以内 計○○○時間 3 報酬 日額 1日の勤務時間に応じた額 3時間 ○○ 円 4時間 ○○ 円 5時間 ○○ 円 6時間 ○○ 円 7時間 ○○ 円	小1 問題対応非常勤講師
退職	埼玉県教育委員会事務局 ○○教育事務所非常勤職員を免ずる	

第 号
令和 年 月 日

埼玉県教育委員会 様

(市町村) 教育委員会

派 遣 職 員 派 遣 申 請 書

公立義務教育諸学校派遣職員要綱第 3 条の規定に基づき、下記のとおり派遣職員の派遣を申請します。

記

派 遣 申 請 学 校 (所) 名	派 遣 申 請 期 間	週 当 た り 勤 務 時 間	担 当 教 科	派 遣 申 請 理 由

備考

「派遣申請理由」の欄には、「初任者研修指導教員に係る非常勤講師」「初任者研修機関研修に係る非常勤講師」「長期研修代替非常勤講師」「妊娠教員体育代替非常勤講師」「免許外教科担任非常勤講師」「少人数指導非常勤講師」「学級運営等の改善のための非常勤講師」「小 1 問題対応非常勤講師」「妊娠養護教員対応非常勤講師」のいずれかを記入すること。

第 号
令和 年 月 日

(市町村) 教育委員会 様

埼玉県教育委員会

派 遣 職 員 派 遣 決 定 書

令和 年 月 日付 第 号で申請のありました派遣職員の派遣については
下記のとおり決定しました。

記

派 遣 申 請 学校 (所) 名	派遣職員 氏 名	派 遣 期 間	週当たり 勤務時間	担 当 教 科	派 遣 理 由

備考

「派遣理由」の欄には、「初任者研修指導教員に係る非常勤講師」「初任者研修機関研修に係る非常勤講師」「長期研修代替非常勤講師」「妊娠教員体育代替非常勤講師」「免許外教科担任非常勤講師」「少人数指導非常勤講師」「学級運営等の改善のための非常勤講師」「小1 問題対応非常勤講師」「妊娠養護教員対応非常勤講師」のいずれかを記入すること。

人 事 異 動 通 知 書

(職員の種類)	(氏 名)
(人事異動通知書の記載形式を記入する。)	
令和 年 月 日 埼 玉 県 教 育 委 員 会	

様式第 4 号

埼玉県教育委員会 会計年度任用学校職員（氏 名）
（市町村）公立学校非常勤講師（職員） に採用する ただし、無給とする 学校に勤務を命ずる 任期は 令和 年 月 日～令和 年 月 日 とする
令和 年 月 日 （市町村）教育委員会

様式第 5 号

（職員の種類）（氏 名）
（市町村）公立学校非常勤講師（職員） を免ずる
令和 年 月 日 （市町村）教育委員会